

韓国¹の外国人投資制度の概要

(2023年2月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

ソウル事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が現地会計事務所（KPMG 三最会計法人）に作成委託し、2023 年 2 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび KPMG 三最会計法人は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび KPMG 三最会計法人が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ソウル事務所
E-mail：KOS@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. 韓国の外国人投資制度の概要	1
1. 外国人投資関連法令および体系	1
1.1. 外国人投資関連法令	1
1.2. 申告制原則（法第 5 条、第 6 条）	2
1.3. 外国人による投資に対する保護.....	2
2. 外国人による投資の定義など	3
2.1. 外国人による投資の種類.....	3
2.2. 外国人（法第 2 条）	4
2.3. 出資目的物（法第 2 条）	4
2.4. 投資金額および投資比率.....	5
II. 外国人による投資の種類	6
1. 外国人投資申告手続き	9
2. 外国人による投資の申告および許可	12
2.1. 新株などの取得による外国人による投資の申告（法第 5 条）	12
2.2. 既存株式などの取得による外国人による投資の申告または許可(法第 5 条、第 6 条) ..	13
2.3. 制限業種を営む企業の株式などの取得.....	14
III. 外国人投資申告（許可）後の手続きおよび事後管理	15
1. 外国人投資企業登録.....	15
2. 申告された事業以外の追加事業の営為（法第 21 条第 5 項第 1 号）	16
3. ほかの企業の株式または持ち分の取得（法第 21 条第 5 項）	17
4. 外国人投資企業の登録抹消（法第 21 条、令第 28 条）	17

韓国の外国人投資制度の概要

I. 韓国の外国人投資制度の概要

1. 外国人投資関連法令および体系

1.1. 外国人投資関連法令

外国人による投資に関する基本法としては「外国人投資促進法」（以下、“法”）があり、同法の委任事項とその施行に関する事項を定めた「同法施行令」（以下、“同施行令”）および「施行規則」（以下、“同施行規則”）がある。これ以外に具体的な外国人投資申告手続きなどおよび外国人投資が許容されない業種を並べた「外国人投資および技術導入に関する規定」（以下、“同規定”）がある。

(1) 個別法令との関係

外国人投資促進法の性格は、外国為替取引のうち外資の誘致、支援管理を目的とするものであり、外国為替取引法の特別法という位置づけにある。外国人による投資に関連する事項で、外国人投資促進法に定めのない事項については、外国為替取引法および証券取引法の規定が適用される。また、外国人投資促進法による手続きを経て設立された外国人投資企業は、内国法人と同様に各個別法上の適用を受けることになり、各個別法上の許認可などを受けた後、事業を営むことができる。

(2) 外国人土地取得関連法令

外国人の土地取得に関する一般法として不動産取引申告などに関する法律があり、同法が適用される外国人の範囲は以下のとおりである。

- イ) 韓国の国籍を保有していない個人
- ロ) 外国の法令により設立された法人または団体
- ハ) 社員または構成員の2分の1以上がイ) に該当する者である法人または団体
- ニ) 業務を執行する社員または取締役など役員の2分の1以上がイ) に該当する者である法人または団体
- ホ) イ) に該当する者あるいはロ) に該当する法人または団体が資本金の2分の1以上または議決権の2分の1以上を有している法人または団体
- ヘ) 外国政府
- ト) 大統領令で定める国際機構

(3) その他の法令

貿易に関する対外貿易法、中小企業に関する中小企業基本法などの法律、環境破壊などに関する環境保全法、外国人持ち分制限に関する海運業法・航空法・電波管理法・石油事業法などが適用される。

1.2. 申告制原則（法第 5 条、第 6 条）

原則として、外国人が投資を行う際は産業通商資源部長官に申告することになっている。

新株などの取得による外国人による投資、既存株式などの取得による投資、長期借款方式の投資、および非営利法人に対する出捐は事前申告、合併などによる株式などの取得の場合には事後申告することとなっている。

また、別途の定めがある場合には産業通商資源部長官の許可を受けなければならない。

1.3. 外国人による投資に対する保護

外国人投資促進法の規定によらない外国人による投資は認められないため、外国人投資申告を行わない場合は、投資元金および配当金の送金が保障されず、外国人投資保護対象から除かれることに留意が必要である。

(1) 対外送金の保障

外国投資家の所有株式から生じる成果、株式などの売却代金、借款契約により支払われる元利金および手数料は、送金当時の外国人投資の申告内容または許可内容によって対外送金が保障される（法第 3 条）。

(2) 内国人待遇

外国人投資家および外国人投資企業は法律に特別な規定がある場合を除き、その営業に関して内国人と同じ待遇を受ける。租税に関する法律のなかで減免に関する規定においても法律に特別な規定がある場合を除いては、内国人と同じように適用される（法第 3 条）。

(3) 外国人による投資の原則

外国人は国内で外国人投資業務を遂行する際、法律に特別な規定がある場合を除き、制限を受けない（法第 4 条）。

また、外国人は次の各号の一に該当する場合を除き、この法における外国人による投資の制限を受けない（法第 4 条）。

- (i) 国家の安全および公共秩序の維持に支障をもたらす場合
- (ii) 国民の保健衛生または環境保全に影響を及ぼすか、公序良俗に著しく反する場合
- (iii) 韓国の法令に違反する場合

法で定める事項以外の他の法令による外国人投資制限内容は、産業通商資源部長官が毎年これを統合公告する（法第4条）。

(4) 「対外貿易法」による輸入承認（法第2条、法第29条、同施行令第38条）

外国人投資家または外国人投資企業は、以下に該当する資本財を導入する場合、船積前に資本財の数量・規格・価格および製作者などを明示した資本財など物品導入物品明細書書式を作成し、主務部長官に検討・確認を申請しなければならない。

また、検討・確認を受けた資本財に対してはその検討・確認を「対外貿易法」による輸入承認とみなすことができる。

- (i) 関税・個別消費税および付加価値税の免除対象となる資本財
- (ii) 外国投資家が出資の目的物として導入する資本財
- (iii) 外国人投資企業が外国人投資家から出資を受けた対外支払手段、またはその交換で生ずる内国支払手段として導入する資本財で、中古品であるかあるいは憲法によって締結・公布された条約と一般的に承認された国際法規による義務の履行、生物資源の保護などのために指定する物品のうち資本財に該当するもの(対外貿易法同施行令第17条)

2. 外国人による投資の定義など

2.1. 外国人による投資の種類

外国人による投資の種類には、国内企業株式などの取得、長期借款、非営利法人に対する出捐方式の三つがある（法第2条）。

(1) 国内企業株式などの取得

国内企業株式などの取得とは外国人が外国人投資促進法に基づいて韓国内の法人（設立中である法人を含む）または韓国国民が営む企業の経営活動に参加するなど、当該法人や企業と持続的な経済関係を樹立する目的で株式や持ち分を所有するもので、次のいずれかの方法により所有することをいう。

- (i) 韓国法人または韓国国民が経営する企業が新たに発行する株式などを取得すること。

- (ii) 韓国法人または韓国国民が経営する企業がすでに発行した株式または持ち分を取得すること。

ここでいう「持続的な経済関係を樹立する目的」とは、投資金額が1億ウォン以上で、当該企業の議決権株式総数の100分の10以上を所有するか、もしくは100分の10未満を所有しながら、その法人または企業に役員¹を派遣するか役員を選任ができる契約をいう。

(2) 長期借款

長期借款とは、外国人投資企業の海外親会社および当該親会社と資本出資関係がある企業または外国投資家およびその外国投資家と資本出資関係がある企業が当該外国人投資企業に貸し付ける5年以上の長期貸付金（借款）のことをいう。

(3) 非営利法人に対する出捐

非営利法人に対する出捐とは、外国人が一定の要件をすべて備えている非営利法人に対する出捐として、出捐金総額の100分10以上かつ5,000万ウォン以上を出捐することをいう。

2.2. 外国人（法第2条）

外国人とは、外国籍を保有している個人および外国の法律により設立された法人および国際経済協力機構をいう。ただし、韓国の国籍を有する個人で、次のいずれか一つに該当する者は外国人に対する規定が適用される（法第2条第2項）。

- (i) 居住地国の永住権を取得した者
- (ii) 永住権制度がない国家では4年以上の在留許可を受けた者
- (iii) 4年未満の在留許可のみを付与する永住権制度がない国家では、4年以上現地に居住し、1年以上の在留許可を受けた者

2.3. 出資目的物（法第2条）

出資目的物とは、外国人投資家が株式などを所有するために出資するもので、次に該当するものをいう。

- ▶ 外国為替取引法による対外支払手段（外貨）またはこの交換により発生する内国支払手段（ウォン貨）

¹取締役、代表取締役、業務を執行する無限責任社員、監査役またはこれに準ずる者で、経営上、重要意思決定に参加できる権限を有する者をいう。以下同じである。

- 資本財（現物出資の場合、当該現物出資目的物）
- 外国人投資促進法により取得した株式などから生じた成果（配当など）
- 産業財産権、知識財産権、その他これに準ずる技術とこれの使用に関する権利
- 外国人が国内にある支店または事務所を閉鎖しほかの内国法人に転換するか、外国人が株式などを所有している内国法人が解散する場合に、当該支店または事務所、法人の清算によって当該外国人に分配される残余財産
- 外国人による投資とみなす長期借款およびその他海外からの借入金の返済
- 外国の証券市場に上場された外国法人の株式と、外国人投資促進法や外国為替取引法により外国人が所有している株式
- 国内にある不動産
- その他外国人投資促進法および外国為替取引法により外国人が所有している韓国内の法人、または韓国国民が営む企業の株式あるいは持ち分、不動産を処分した代金

2.4. 投資金額および投資比率

外国人投資金額は1件あたり1億ウォン（外国人投資家が複数の場合には1人あたり投資金額）以上としなければならない（同施行令第2条第2項）。この場合、投資金額とは株式などの取得金額として、外国人投資企業が利益準備金を資本に繰り入れ、外国投資家が株式を所有することを含む。（同施行令第2条第3項）。

また、外国人投資比率は、原則として10%以上でなければならないが、外国人が当該法人と以下の契約を締結する場合は10%未満も可能である（法第2条および同施行令第2条第2項第2号）。

- 役員のパ遣または役員の選任ができる契約

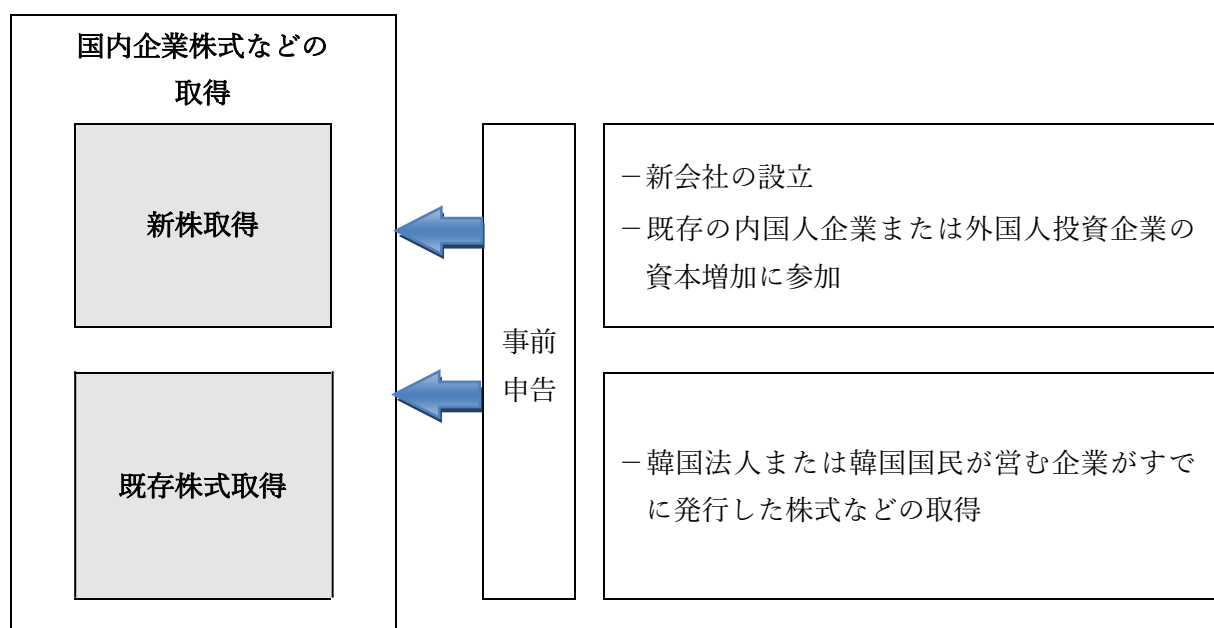
一方、法第2条第1項第4号イ目および同施行令第2条第2項に従って外国人投資企業に登録した後、株式または持ち分（以下、“株式など”）の一部譲渡または減資などによりこの要件を満たさなくなる場合も、これを外国人投資とみなす。

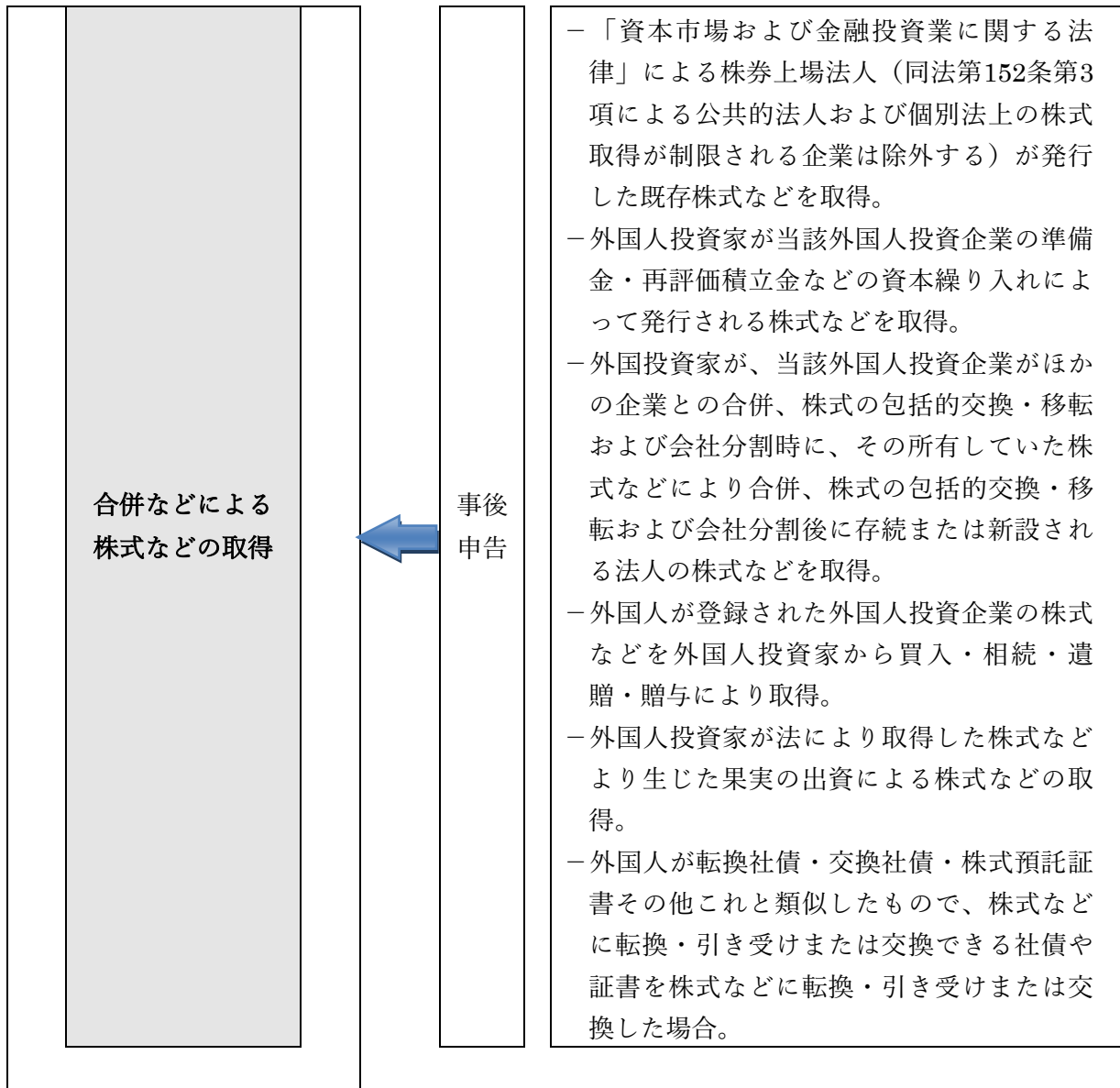
II. 外国人による投資の種類

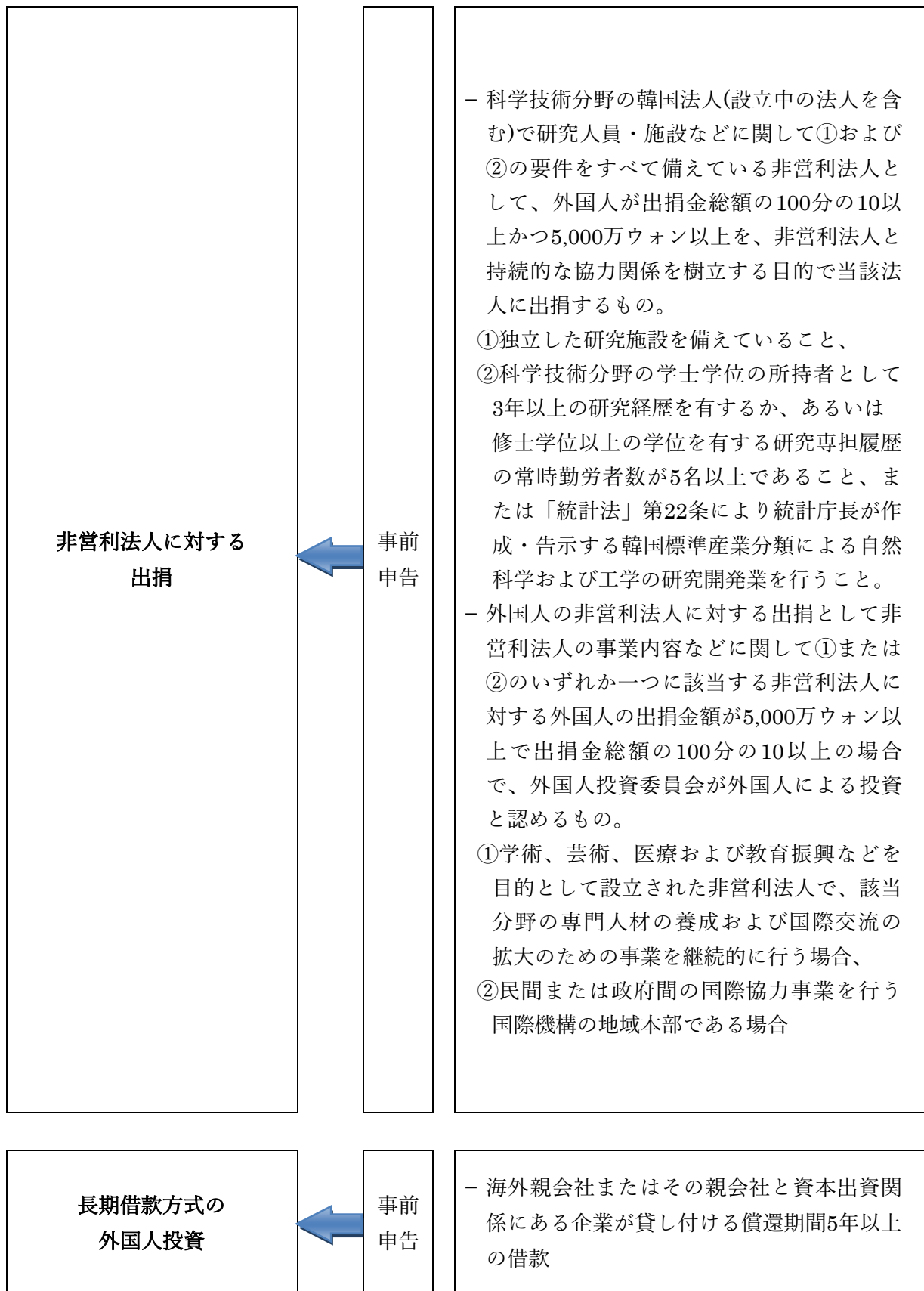
外国人投資促進法上、外国人による投資は、国内企業株式などの取得による外国人投資、長期借款による外国人投資、非営利法人に対する出捐による外国人投資の大きく三つに分けられる。

外国人投資形態は次のとおりである。

■ 図表 II-1 外国人による投資の形態





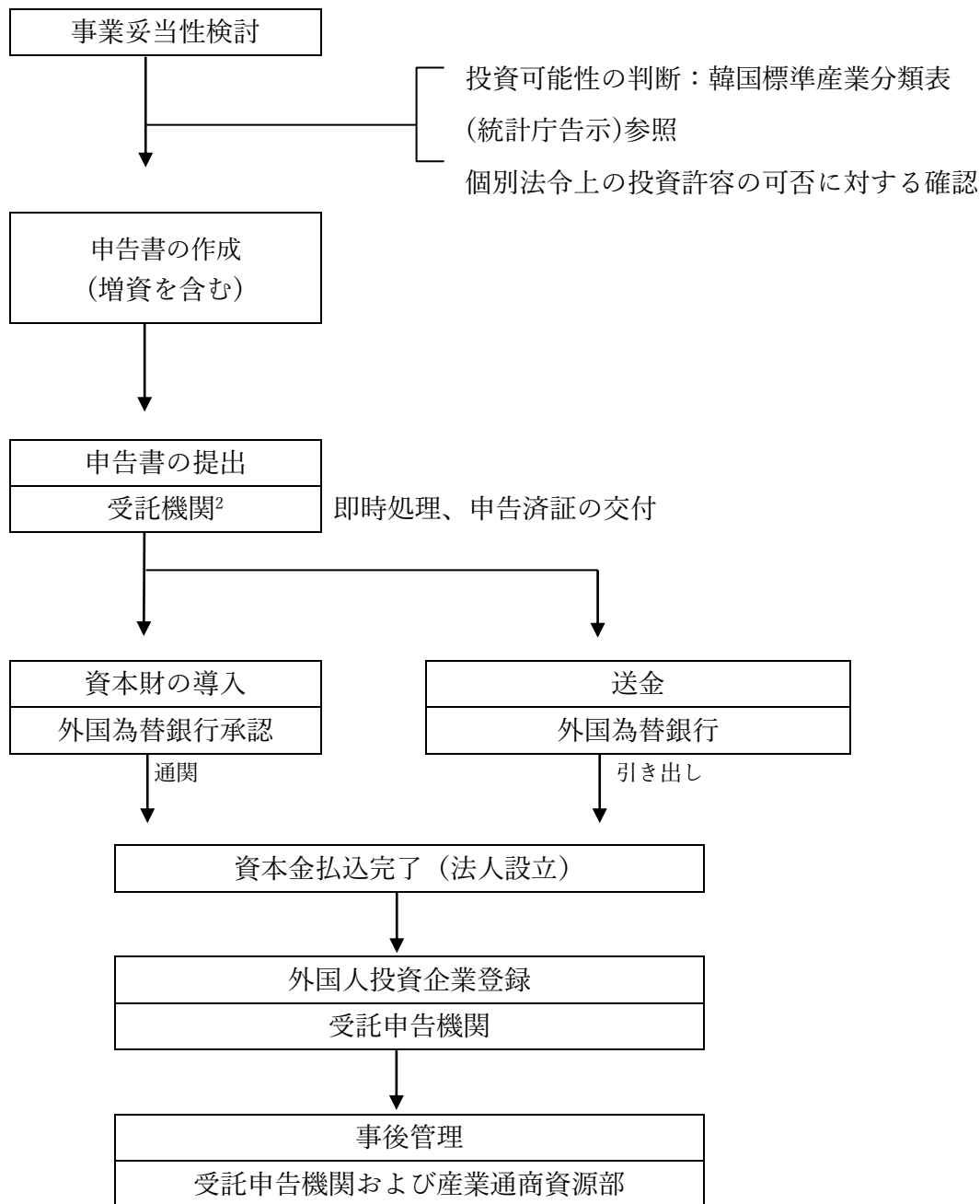


1. 外国人投資申告手続き

外国人による投資の申告手続きは、外国人投資家が直接申告するか、または代理人が行い、代理人の場合は委任状が必要となる。

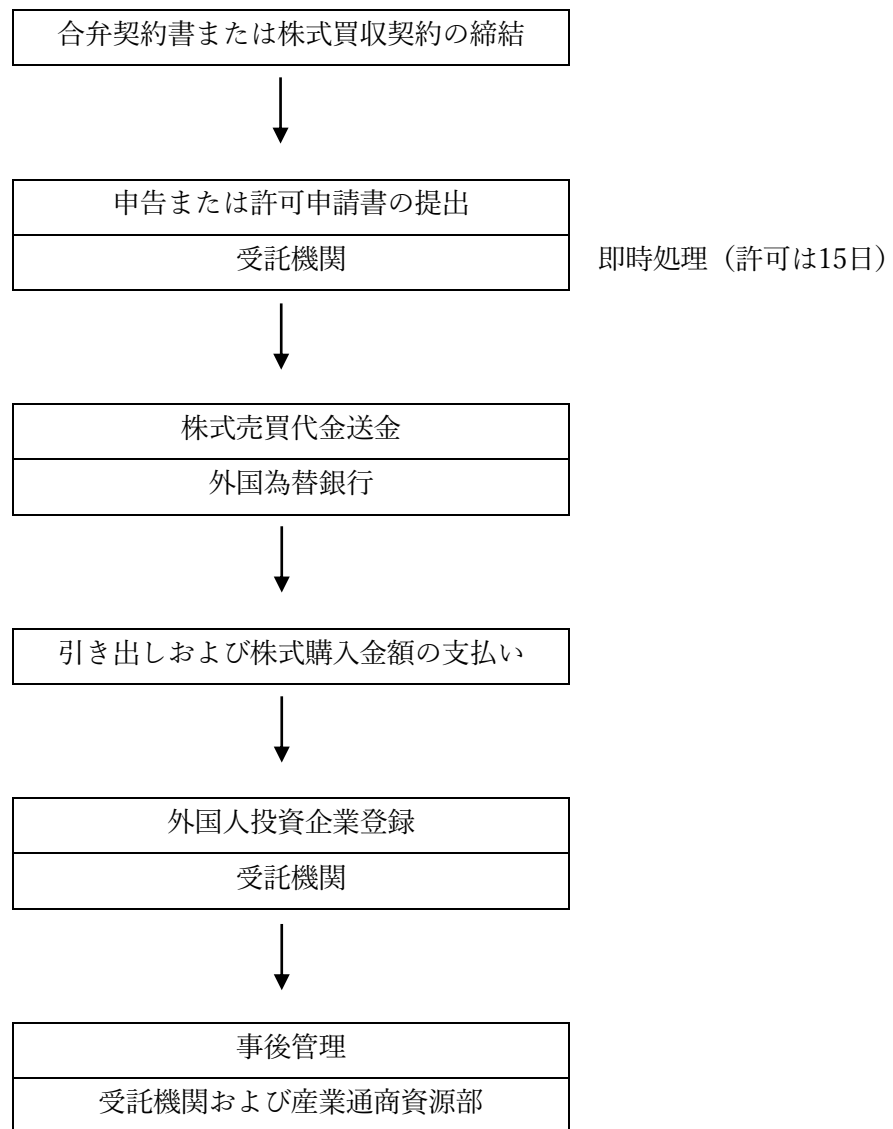
手続きの流れは、新株取得の場合と既存株式取得の場合で異なるので、ケースごとにフローチャートでまとめると図表Ⅱ-2、Ⅱ-3 のようになる。

■ 図表Ⅱ-2 手続きの流れ（新株取得の場合）



² 受託機関は外国為替銀行本店または支店、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)を指す。

■ 図表 II-3 手続きの流れ（既存株式取得の場合）



申告または許可申請を行う際に提出が必要となる書類は、韓国語または英語で記載することになっており、ケースごとに以下①～③のとおりである。

①新株、既存株式、合併などを通じた株式取得による外国人投資

- イ. 新株などの取得または出捐方式による外国人投資申告書/許可申請書2部
- ロ. 代理人であることを証明する書類（委任状）
- ハ. 外国人投資家の国籍証明書類1部（法人：登記簿謄本、個人：パスポートの写し）
- ニ. その他：以下に該当する場合のみ提出
 - a) 産業財産権、知識財産権、その他これに準ずる技術およびこの使用に関する権利を

出資目的物として出資する場合

- － 技術評価機関が評価した産業財産権などの価格評価内容を証明する書類の写し1部
- b) 外国人が国内にある支店または事務所を閉鎖して他の内国法人に転換するか、外国人が株式などを所有している内国法人が解散し、当該支店・事務所または法人の清算によって当該外国人に分配される残余財産を出資目的物として出資する場合
 - － 支店・事務所または法人の清算などによる残余財産であることを証明する書類の写し1部
- c) 借款、その他海外からの借入金の返済額を出資目的物として出資する場合
 - － 借款、その他海外からの借入金の返済額であることを証明する書類の写し1部
- d) 外国の有価証券市場に上場された外国法人の株式、外国人投資促進法または外国為替取引法により外国人が所有している株式を出資目的物として出資する場合
 - － 該当する株式であることを証明する書類の写し1部
- e) 国内に所在する不動産を出資目的物として出資する場合
 - － 出資する不動産に対する外国為替取引法による資本取引申告済証の写し1部
- f) 外国人投資比率が10%未満で、当該企業と次の契約を締結して出資する場合
 - ・ 役員の派遣または役員の選任ができる契約
 - － 役員の派遣または役員の選任如何を確認できる書類（総会、取締役会、株主総会などの議事録などを意味する）の写し1部
- g) 外国人投資促進法および外国為替取引法によって外国人が所有している韓国法人または韓国国民が営む企業の株式、持ち分または不動産を処分した代金を出資目的物として出資する場合
 - － 株式などと不動産を処分した代金であることを証明する書類の写し1部
- h) 既存株式の投資時、投資家が複数である場合、譲受人同士が特殊関係者に該当するかを確認できる書類の写し1部
- i) 合併などによる株式の取得時、株式または持ち分の取得を証明する書類の写し1部

②非営利法人に対する出捐方式による外国人投資

- イ. 新株などの取得または出捐方式による外国人投資申告書2部
- ロ. 代理人であることを証明する書類（委任状）

ハ. 外国人投資家の国籍証明書類1部（法人：登記簿謄本、個人：パスポートの写し）

ニ. その他：以下に該当する場合のみ提出

a) 独立した研究施設を備え、科学技術分野の学位を有する研究専担人員の常時雇用規模が5名以上であるか、あるいは統計庁長が作成・告示する韓国標準産業分類（以下、“韓国標準産業分類”）による自然科学および工学の研究開発業を行う非営利法人に出捐する場合

－ 出捐する非営利法人が当該要件をすべて満たしていることを証明する書類1部

b) 出捐金額が5,000万ウォン以上で、学術、芸術、医療および教育の振興などを目的に設立された非営利法人として、該当分野の専門人材の養成および国際間交流の拡大のための事業を継続的に遂行するか、あるいは民間または政府間の国際協力事業を行う国際機構の地域本部である非営利法人に出捐する場合

－ 出捐する非営利法人が当該要件をすべて満たしていることを証明する書類1部

③長期借款方式の外国人投資

イ. 長期借款方式の外国人投資申告書2部

ロ. 海外親会社またはその親会社と資本出資関係がある企業および外国投資家またはその外国投資家と資本出資関係がある企業であることを証明する書類の写し1部

ハ. 借款契約書の写し1部

ニ. 借款提供者の国籍証明書類1部（外国人投資申告をした海外親会社が借款を提供する場合は除外する）

2. 外国人による投資の申告および許可

外国人による投資の申告および許可について、次に説明する。

2.1. 新株などの取得による外国人による投資の申告（法第5条）

法人設立または増資の際に発行される株式の取得による投資を行う場合、産業通商資源部の業務受託機関である大韓貿易投資振興公社（KOTRA）または国内銀行本・支店、外国銀行国内支店に申告する必要がある。

受託機関は外国人投資申告があった場合、遅滞なく申告人に申告済証を交付しなければならない。

外国人投資家が申告した内容のうち、以下の内容を変更する場合にはあらかじめ申告する必要がある。

- 外国人投資比率、外国人投資金額
- 外国人投資家の商号または名称および国籍
- 外国人投資企業の商号または名称および住所
- 外国人投資企業が経営している事業または経営しようとする事業
- 株式または持ち分の譲渡者
- 借款提供者、借款金額および借款条件（法第2条第1項第4号ロ目³による借款である場合に限る）
- 出捐金額および出捐条件（法第2条第1項第4号ハ目⁴およびニ目⁵による非営利法人に対する出捐である場合に限る）
- その他外国人投資申告書または許可申請書、外国人投資企業登録申請書の記載事項の変更

2.2. 既存株式などの取得による外国人による投資の申告または許可(法第5条、第6条)

外国人（特殊関係者を含む）が韓国法人の既存株式を取得する場合（外国人投資家と国内株主間の直接取引によるものと、証券取引所を通じて10%以上を取得するものの二つのパターンがある）も申告対象である。

外国人が既存株式を取得する場合には、資本市場と金融投資業に関する法律による取得を除いては当該外国人と企業の株主が直接既存株式の売買取引契約を締結する方式で行わなければならない。ただし、許可対象である防衛事業法による防衛産業体の既存株式などを取得しようとする場合は除外する。

³ ロ. 次のいずれか一つに該当する者が当該外国人投資企業に貸し付ける 5 年以上の借款（当初の貸付契約時に定められた貸付期間を基準とする）。

- 1) 外国人投資企業の海外親企業
- 2) 1) の企業と大統領令で定める資本出資関係にある企業
- 3) 外国投資家
- 4) 3) の投資家と大統領令で定める資本出資関係にある企業

⁴ ハ. 外国人が外国人投資促進法により科学技術分野の韓国法人（設立中の法人を含む）として研究人材・施設などに関して大統領令で定める基準に該当する非営利法人と継続的な協力関係を樹立する目的でその法人に出捐するもの。

⁵ ニ. その他外国人の非営利法人に対する出捐で、非営利法人の事業内容などに関して大統領令で定める基準に従って、第 27 条による外国人投資委員会が外国人投資と認めるもの。

申告は、産業通商資源部の業務受託を受ける大韓貿易投資振興公社（KOTRA）または国内銀行本・支店、外国銀行国内支店で取り扱う。ただし、許可対象業種の場合の許可申請は産業通商資源部となる。

また、申告は即時に処理され、許可は対象の場合は15日（15日の範囲内で1回延長可能）である。

なお、外国人投資家が申告した内容のうち、以下の内容を変更する場合にはあらかじめ申告する必要がある。

- 外国人投資比率、外国人投資金額
- 外国人投資家の商号または名称および国籍
- 外国人投資企業の商号または名称および住所
- 外国人投資企業が経営している事業または経営しようとする事業
- 株式または持ち分の譲渡者
- 借款提供者、借款金額および借款条件（法第2条第1項第4号ロ目による借款である場合に限る。）
- 出捐金額および出捐条件（法第2条第1項第4号ハ目およびニ目による非営利法人に対する出捐である場合に限る。）
- その他外国人投資申告書または許可申請書、外国人投資企業登録申請書の記載事項の変更

2.3. 制限業種を営む企業の株式などの取得

外国人は制限業種を営む企業の総売上高のうち、制限業種の売上高比率が100分の1以下である場合は投資に制限はない（同施行令第5条第2項）。

しかし、外国人が当該企業の株式などを取得後、当該企業の総売上高のうち制限業種の売上高比率が100分の1を超えることになった場合は、その事業年度の決算確定日から6カ月以内に当該外国人の投資許容比率を超えて取得した株式などを韓国国民または韓国内の法人に譲渡しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には産業通商資源部長官の承認を得て6ヶ月の範囲内で譲渡期間の延長ができる（同施行令第5条第3項）。

さらに、外国人は外国人による投資が禁止される業種および部分的に許容される業種をともに営む企業に対しては投資することができず、制限業種を二つ以上営む企業の株式などを取得する場合には、外国人の投資許容比率が一番低い業種の外国人投資比率をその取得限度とする（同施行令第5条第4項）。

Ⅲ. 外国人投資申告（許可）後の手続きおよび事後管理

1. 外国人投資企業登録

外国人投資企業とは、外国人投資家が株式引受または持ち分所有の方式で出資した企業のことをいい、外国人投資企業登録前であっても出資事実が確認される場合には、外国人投資企業とみなされる。

外国人投資企業の登録制度は国内の他の企業との区別を容易にし、配当金の送金、在留ビザの発給など、手続き上の便宜を図るために、次の各号の当該事由発生日より60日以内（出捐は30日以内）に産業通商資源部または受託機関の登録簿に登録するものである（法第21条）。

- (i) 出資目的物の払い込みを終えた場合
- (ii) 新株または既存株式などを取得した場合
- (iii) 非営利法人に対する出捐を完了した場合

外国人投資企業登録時に必要な書類は次のとおりで、処理期間は1日である。

- (i) 外国人投資企業登録申請書1部
- (ii) 送金人が確認される外貨買入証明書または外貨預入証明書（個人事業者の場合には商号名義の入金証明書）の写し1部/現物出資（現物出捐を含む）の場合は現物出資完了確認書の写し1部
- (iii) 株式、債権および国内不動産を出資する場合、検査人の調査報告書または鑑定人の鑑定結果の写し1部
- (iv) 法人登記簿謄本（個人事業者の場合には事業者登録証または固有番号証）の写し1部
- (v) 研究事業概要書、研究専担人員の現況および研究施設の明細書（法第2条第1項第4号ハ目に該当する場合にのみ提出。）

また、外国人投資企業の変更登録については、次のいずれか一つに該当する場合には当該事由発生日より30日以内に変更登録を行う必要がある（同法第21条）。

- (i) 合併などによる株式などの取得を申告した場合
- (ii) 出資目的物が申告された目的以外の目的に使用されるか、あるいは処分された場合
- (iii) 外国人投資申告または許可により取得した株式などを譲渡するか、あるいは当該外国人投資企業の資本減少により自己所有の株式などが減少した場合
- (iv) その他、下記の事項が変更された場合

- ▶ 外国人投資比率、外国人投資金額
- ▶ 外国人投資家の商号または名称および国籍
- ▶ 外国人投資企業の商号または名称および住所
- ▶ 外国人投資企業が経営している事業または経営しようとする事業
- ▶ 株式または持ち分の譲渡者（韓国法人または韓国国民が経営する企業がすでに発行した株式または持ち分（既存株式など）を取得する場合に限る。）
- ▶ 借款提供者、借款金額および借款条件（法第2条第1項第4号ロ目による借款である場合に限る。）
- ▶ 出捐金額および出捐条件（法第2条第1項第4号ハ目およびニ目による非営利法人に対する出捐である場合に限る。）
- ▶ その他外国人投資申告書または許可申請書、外国人投資企業登録申請書の記載事項の変更

また、申告書類は次のとおりである。

- (i) 外国人投資企業登録申請書1部
- (ii) 添付書類
 - ▶ 変更された内容を証明する書類1部
 - ▶ 外国人投資企業登録証明書の原本1部

2. 申告された事業以外の追加事業の営為（法第21条第5項第1号）

外国人投資比率10%未満の外国人投資企業は、特別な申告なしにすべての業種に対して追加で事業を営むことができる。しかし、外国人投資比率10%以上の外国人投資企業の場合は次のとおりである。

追加事業の営為が自由な場合

- (i) 完全開放業種を追加で営む場合
- (ii) 部分制限業種をその許容基準の範囲内で営む場合

追加事業の営為が制限される場合

- (i) 部分制限業種をその許容基準を超えて営む場合
- (ii) 未開放業種を追加で営む場合

3. ほかの企業の株式または持ち分の取得（法第 21 条第 5 項）

外国人投資比率50%未満であり、かつ外国人投資家が筆頭株主ではない外国人投資企業は、業種と関係なくすべての韓国内企業の株式を自由に取得することができる。

また、外国人投資比率が50%以上であるか、または外国人投資家が筆頭株主である外国人投資企業は、次の場合には取得制限がない。

- (i) 自由化業種を営む韓国内企業の株式取得
- (ii) 制限業種を営む韓国内企業の株式を認可基準内で取得
- (iii) 禁止業種を営む韓国内企業の株式を10%未満で取得

ただし、次の場合には取得が禁止されている。

- (i) 制限業種を営む韓国内企業の株式を認可の基準を超えて取得
- (ii) 禁止業種を営む韓国内企業の株式を10%以上取得

4. 外国人投資企業の登録抹消（法第 21 条、令第 28 条）

産業通商資源部長官は外国投資家または外国人投資企業が次のいずれか一つに該当する場合には、その許可を取り消しまたは抹消することができる。ただし、(ii) または (iii) に該当する場合には、許可を取り消すか登録を抹消しなければならない。

- (i) 外国人投資企業が「付加価値税法」第8条第6項により廃業申告を行った場合
- (ii) 外国投資家が自身所有の株式などの全部を韓国国民または韓国法人に譲渡するか、あるいは当該外国人投資企業の資本減少により自身所有の株式などのすべてがなくなった場合
- (iii) 出資目的物の払い込みを装って外国人投資企業の登録を行った場合

申告書類は次のとおりである。

- (i) 外国人投資企業登録（変更）申請書1部
- (ii) 登録抹消を証明する書類1部（清算登記簿謄本、廃業証明願、株式などの譲受渡契約書、減資決議書など）
- (iii) 外国人投資企業登録証の原本の返納